

漁業の禁止及び制限区域一覧表

位置番号	水系別	漁法	区 域	期 間
1	本 流	あゆ友釣専用区	吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点より下流同町抜月、抜月橋下流端に至る区域。	5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から正午までは網漁が行える。)
2		全面禁漁	吉賀町柿木村大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
3			吉賀町柿木村柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域。	
4		あゆ友釣専用区	吉賀町柿木村柿木、相生橋上流端から300m上流の地点より、下流同町同、柿木小水力発電所放水口から下流200mに至る区域。	5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から正午までは網漁が行える。)
5	右ヶ谷川	全面禁漁	吉賀町柿木村桜谷(内水面漁場管理委員会指示)	1月1日より12月31日まで。
6	福川川	全面禁漁	吉賀町柿木村柿木、坂本頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
7	横道川	毛針専用区は平成26年から廃止になりました。		
8	本 流	全面禁漁	吉賀町柿木村下須、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。(内水面漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
9		昼間の網漁禁止	吉賀町柿木村下須、中国電力設置堰堤の中心線より下流182mの地点から、津和野町枕瀬、日原発電所放水口に至る区域。	5月1日より8月13日までの昼間。 (但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)
10		あゆ友釣専用区	津和野町日原、法師橋上流端から400m上流の地点より同橋下流端より600m下流に至る区域。	5月1日より9月15日午前5時まで。 (但し、8月15日正午から、午後5時まで網漁が行える。)
11	津和野川	こいの刺網、投網、釣漁の禁止	津和野町鷺原、ふるや堰下流端から同町同、南谷川合流点に至る区域。	3月15日より6月30日まで。
12		全面禁漁	津和野町鷺原、南谷川合流点より下流同町後田地内、天神堰下流端に至る区域。(内水面漁業調整規則他)	1月1日より12月31日まで。
13	本 流	あゆ友釣専用区	津和野町河村、国道9号線日原洞門上流端より下流同町池村、国道9号線池村第1洞門下流端に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
14		全面禁漁	益田市向横田町、卯の木頭首工より上流25m、下流50mの区域。	
15		あゆ友釣専用区	益田市向横田町、向横田大橋上流端より下流同町、匹見川合流点に至る区域。	
16	伊源谷川	全面禁漁	益田市匹見町紙祖。(内水面漁場管理委員会指示)	1月1日より12月31日まで。
17	加令谷川	全面禁漁	益田市匹見町紙祖。(内水面漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
18	匹見川	全面禁漁	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る(支流も含む)区域。	1月1日より12月31日まで。
19		あゆ友釣専用区	益田市匹見町匹見、広見川との合流点から同町同、紙祖川との合流点に至る区域と、同合流点から同町紙祖、諏訪頭首工に至る区域。	5月1日より9月1日午前5時まで。 (但し、8月14日午前5時から、正午までは網漁が行える。)
20		全面禁漁	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流180mの区域。(内水面漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
21		全面禁漁	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。

5月1日及び5月26日からの制限期間があっても、あゆの解禁日とは関係ありません。
竿釣のあゆ解禁日は交付所のポスター、漁協HPで確認してください。

ご注意	あゆの竿釣り、投網の年鑑札に顔写真(2.5×3cm)が必要です。写真の無いものは無効です。
-----	---

漁協では鮎の買取をしています。少なくとも構いませんので、お気軽に出荷して下さい。

位置番号	水系別	漁法	区 域	期 間
22	匹見川	昼間の網漁禁止	益田市匹見町広瀬、中国電力設置堰堤の中心線より下流180mの地点から、同町澄川、澄川発電所放水口に至る区域。	5月1日より8月13日までの昼間。 (但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)
23		全面禁漁	益田市匹見町澄川、中国電力設置堰堤の中心線から上流50m、下流182mの区域。(内水面漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
24		あゆ友釣専用区	益田市匹見町澄川、澄川発電所放水口より下流同町同中国電力設置堰堤の中心線から50m上流に至る区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
25		昼間の網漁禁止	益田市匹見町澄川、中国電力設置堰堤の中心線より下流182mの地点から、猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域。	5月1日より8月13日までの昼間。 (但し、8月14日午前5時から、網漁が行える。)
26		全面禁漁	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域。	5月1日より8月14日午前5時まで。
27			益田市白岩町、隅頭首工より上流25m、下流50mの区域。	
28			益田市神田町、本郷寺頭首工より上流25m、下流50mの区域。	
29		全面禁漁	益田市横田町、剣先堰堤の中心線より上流50m、下流100mの区域。(内水面漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
30		網具の使用禁止	益田市横田町、山口線鉄橋上流端より下流高津川本流との出合(匹見川河口突端を結ぶ線)に至る区域。(内水面漁業調整規則)	
31		あゆ友釣専用区	益田市神田町、本郷寺頭首工下流50mの地点より下流、同横田町剣先堰堤の中心線から上流50m、下流100mの禁止区域を除く高津川合流点に至る区域。	
32	後 川	全面禁漁	益田市横田町地内、山口線鉄橋上流端から上流50mの地点より下流、中原橋堰堤の上流端に至る区域。(内水面漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
33	本 流 (産卵場)	全面禁漁	益田市安富町、西益田大橋上流端より下流同飯田町、飯田橋下流端に至る区域。(内水面漁業調整規則他)	10月6日より11月30日まで。
(34)	本 流	カヌー優先区	津和野町池村「道の駅シルクウェイにちはら」の裏、親水公園上下流の立看板の間150mの区域。(カヌー利用者が優先となります。ご協力下さい。)	6月1日より9月30日まで

高津川水系全域

注 意	(1) 全川全面禁漁 (天然あゆ資源を豊かにするための保護対策として) 但し、遊漁者については、投網、あゆ釣に限り全川禁漁。 繁殖保護のため、全川全面禁漁の開始日を10月1日に前倒しします。ご理解とご協力をお願い致します。	10月1日より11月30日まで。
	(2) 刺網、投網の昼間の操業時間は、日の出より午前12時まで。 " 夜間の操業時間は、日の入りより午後12時まで。	網解禁日より8月14日午前5時まで。
	(3) 渓流魚の釣漁法の禁止。(内水面漁業調整規則)	9月1日より翌年2月末日まで
	(4) 全長15cm以下のやまめ、あまご、ます類の採捕禁止。(内水面漁業調整規則)	1月1日より12月31日まで。
	(5) 全長18cm以下のごぎ、いわなの採捕禁止。(内水面漁業調整規則)	
	(6) 堰堤を利用する網漁法の禁止。(内水面漁業調整規則)	

病原菌の移入を防ぐため、他河川から種アユの持込み・外来魚等の放流廃棄は禁止します。
感染症の他河川及び高津川水系内での相互感染防止のため、漁業で使用した竿・タビ・網等の漁具は必ず消毒して下さい。